

ドイツ・イギリスでの クレーム解釈から見るクレーム表現

～ドイツ・イギリス各国での権利行使を踏まえてEPOで適切な権利化業務を行うために～

◆EPOにおいて出願・権利化されたEP特許は、その後各国毎の権利となって各国において登録されます。侵害訴訟や特許の無効化手続においては、EPC加盟国それぞれの法律の下に解釈され、その有効性及び保護範囲が判断されます。EPCは、権利化後の特許の解釈について一定の基準を示しつつも、多くの加盟国間での言語の相違や法制度の相違を許容しています。統一EP特許の制度がスタートしたとしても、特許を各国ごとにバリデーションする限り、同じ状態が続きます。このような体制を理解した上で、EPOでの権利化手続を、後の権利化後の特許の解釈を考慮して進めることが大切なのは言うまでもありません。

◆本セミナーでは、多くの日本企業にとって欧州での重用市場であるドイツ及びイギリスでの権利解釈と両国間での権利解釈の相違とを実際の判例を使ってご紹介し、ドイツの均等論、イギリスのpurposive constructionの判断手法についても具体的に説明します。

◆さらに、クレーム解釈の判断基準の違いを前提としつつ、EPOにおける審査段階でクレームの文言を最適化するにはどうすればいいかを探ります。

※ 本セミナーは、日欧における特許権利化業務や他社特許対応業務に携わる方を対象としています。

※ 本セミナーは、H26年1月28日に実施される大阪発明協会(大阪)の同タイトルのセミナーと同じ内容で行われます。

◆講演者◆



Graham Murnane

Murgitroyd&Company, Glasgow office
(イギリス、グラスゴー)
European & UK patent attorney



Robert Boerner

Murgitroyd&Company, Munich office
(ドイツ、ミュンヘン)
European & DE patent attorney



稲積 朋子

Global IP Europe(ドイツ、ミュンヘン)
日本&欧州弁理士

<アジェンダ>

第1部:ドイツの均等論及びイギリスのpurposive constructionを含むクレーム解釈の手法

ドイツ及びイギリスでの判例を用い、両国でのクレーム解釈についてご紹介します。この中で、ドイツの均等論及びイギリスの意図的解釈(purposive construction)の判断手法について、実際の判例を参照しながらステップごとに具体的に説明します。

第2部:クレーム解釈の実例

ドイツとイギリスとにおけるクレーム解釈の違いが、クレームの文言の違いによりどのように変わりうるかについて、実例を用いて解説します。

第3部:将来の保護範囲を考慮した上でのクレーム文言の変更

特許を得るためにEPOの審査段階で補正をする場合、EPCで要求される補正の要件を満たしつつ適正な保護範囲を得るために、どのような点に注意すべきかを解説します。

- ◆日 時: **平成26年1月31日(金) 10:00～16:00**
- ◆会 場: **発明会館 7階 研修ルーム (東京都港区虎ノ門2-9-14)**
- ◆定 員: **先着50名**
- ◆受講料: **発明協会グループ会員→13,000円(税込)、一般→¥15,000円(税込)**
- ◆申 込: FAXもしくは、HPからお申込下さい。(※事前申込制)

～講座に関するお問い合わせ先～

一般社団法人発明推進協会 研修チーム TEL03-3502-5439 FAX03-3506-8788